

口座振替収納事務取扱規定（JWEBOFFICE 用）

【2023 年 5 月 8 日】

1. 収納事務および取扱店の指定

- (1) 預金口座振替による収納事務委託者（以下「委託者」といいます。）は常陽銀行（以下「当行」といいます。）との間に、当行の国内本支店における収納事務取扱いに関する委託をするものとします。その取扱いについては口座振替収納事務取扱規程（JWEBOFFICE 用）（以下「本規定」といいます。）が適用されます。
- (2) 委託に際しては、当行に対し、「収納事務の対象」「取りまとめ店」「振替日」を当行ホームページ内に掲載する JWEBOFFICE（以下、「本サービス」といいます。）申込専用ページ（以下、「申込ページ」といいます。）から届け出てください。この場合、申込ページから印刷した「確認書」に本サービスにかかる届け出の印章により記名押印のうえ、当行取引店へ提出してください。または、当行が別途制定する書面により届けてください。

2. 預金口座振替依頼書の受理等

- (1) 当行の取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書（以下「依頼書」といいます。）を提出させ、これを承諾したときは、依頼書の写しを委託者に送付します。
- (2) 委託者が預金者（契約者）から依頼書および届出書を受理したときは、依頼書を当行に送付し、当行は記載事項を確認のうえこれを受理します。依頼書に印鑑相違その他の不備事項があるときは、これを受理せずすみやかに委託者に返戻します。

3. 振替日

- (1) 振替日はあらかじめ取決めた日とします。ただし、当日が銀行の休日にあたるときは、その翌営業日とします。
- (2) 委託者は、振替日を変更するときは、預金者（契約者）に対して周知徹底をはかってください。当行は特別な通知等はいりません。

4. 預金口座振替依頼

預金口座振替依頼は別途定めるデータ受付期限までに、預金口座振替明細（以下「振替明細」といいます。）を当行あてデータ送信することにより行ってください。

5. 振替データの処理等

- (1) 当行は、委託者からデータ送信された振替明細により預金口座振替処理を行います。
- (2) 振替明細のデータ送信後は、その取消または修正を行いません。
- (3) 送信されたデータの内容に瑕疵がある場合は、その内容を修正してすみやかに当行に再送信してください。
- (4) 振替明細のデータ送信が別途定めるデータ受付期限を超過した場合は、振替日の処理ができません。

6. 口座への入金

当行は、振替日に当該預金者の指定する預金口座から振替明細の金額を払い出し、あらかじめ取決めた日までに委託者の指定する預金口座へ入金します。

7. 振替不能明細の返戻

当行は、振替日において預金者の指定する預金口座の残高が振替明細の金額に満たない等、払い出し不能のものがあるときは、その内容を、振替結果コードを付して、振替日から起算して 2 営業日後までにデータ伝送により委託者あて返戻します。

8. 結果データの保有

振替結果データについては、所定期間内に取得してください。当行は、所定期間経過後、振替結果データを削除します。

9. 振替不能分の再振替

振替不能分について再度預金口座振替により請求する場合は、次回の振替明細のデータ伝送時に当該振替不能分の振替明細をデータ伝送してください。この場合、再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その振替について優先順位をつけないものとします。

10. 領収書等

当行は、領収書・振替済通知書等の作成・郵送は行いません。

11. 取扱手数料

預金口座振替による収納事務取扱いにあたっては、あらかじめ取り決めた手数料および消費税をお支払いいただきます。当行は、振替金額を委託者の指定預金口座へ入金する際、合計額から取扱手数料および消費税の合計額を差し引きます。

12. 支払停止

預金口座振替による収納を停止したときは、その氏名等を当行の取りまとめ店に通知してください。

13. 解約・変更通知

- (1) 当行は、預金者の申出または当行の都合により、当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは、委託者にその旨を通知します。ただし、預金者が指定預金口座を解約したときは、この限りではありません。
- (2) 本規定にもとづく回収事務を実施するにあたり、委託者および当行が故意または過失により相手方に損害を発生させ、または発生させる恐れが生じた場合は、相手方は即時にこの契約を解約することができます。また、委託者に下記の事由が1つでも生じたときも同様とします。
 - ①手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ②手形交換所の不渡報告に掲載されたとき（手形交換所を経ない不渡が発生したときも同様とします。）。
 - ③差押、仮差押、支払停止、破産等、信用欠如が発生したとき。
 - ④住所変更の届出を怠るなど、所在が不明となったとき。
 - ⑤代金が公序良俗に反する取引にもとづくものであることが判明したとき。
 - ⑥本契約の各条項に違反したとき。

14. 損害負担

- (1) 委託者および当行は、それぞれの責により生じた損害を負担するものとします。委託者・当行いずれの責によるか明らかでないときは、両者で協議して定めるものとします。
- (2) 当行は委託者と預金者との債権債務関係、物品の売買、サービスの供与およびその他の紛議については一切の責任を負わないものとします。また、当行が委託者の請求明細内容に疑義があると判断した場合は、預金口座振替を拒絶することができるものとします。

15. 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の関連諸規定の該当する条項により取扱います。

以上